

【 ショートステイ 夢あかり 利用料金のご案内 】

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

① 基本となる利用料金

(令和4年10月改定)

要支援・要介護度	①1日当たりの負担額			②1日当たりの食費	③1日当たりの滞在費	1日当たりのご利用料金目安(①+②+③)		
	1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	523円	1,046円	1,569円	1,545円	2,300円	4,368円	4,891円	5,414円
要支援2	649円	1,298円	1,947円	1,545円	2,300円	4,494円	5,143円	5,792円
要介護1	696円	1,392円	2,080円	1,545円	2,300円	4,541円	5,237円	5,925円
要介護2	764円	1,528円	2,292円	1,545円	2,300円	4,609円	5,373円	6,137円
要介護3	838円	1,676円	2,514円	1,545円	2,300円	4,683円	5,521円	6,359円
要介護4	908円	1,816円	2,724円	1,545円	2,300円	4,753円	5,661円	6,569円
要介護5	976円	1,952円	2,928円	1,545円	2,300円	4,821円	5,797円	6,773円

② 各種加算料金

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容
送迎加算	184円/片道	368円/片道	552円/片道	送迎範囲は江別市内に限らせて頂きます。曜日・時間によっては送迎できない場合がございます。送迎範囲はご自宅と当事業所間について送迎いたします。
療養食加算	8円/食	16円/食	24円/食	管理栄養士によって管理され、入居者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容にて、厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合に算定されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	36円/日	54円/日	ユニット型個室の施設にて夜勤を行う看護・介護職員の数が、最低基準(2ユニットに1名)を1名以上上回る場合に算定されます。(要支援の方は、加算の対象となりません。)
機能訓練体制加算	12円/日	24円/日	36円/日	常勤専従の機能訓練指導員を一定数以上配置し、機能訓練指導に関する職員の体制が整備されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	44円/日	66円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合に算定されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	180円/日	270円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合で緊急に利用した場合、利用した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護費の8.3%相当			介護サービス費(食費・居住費除く)の総額に8.3%を乗じて算出した額の、1割、2割または3割分がご利用者様の負担となります。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護費の2.7%相当			介護サービス費(食費・居住費除く)の総額に2.7%を乗じて算出した額の、1割、2割または3割分がご利用者様の負担となります。
介護職員ベースアップ等支援加算	介護費の1.6%相当			介護サービス費(食費・居住費除く)の総額に1.6%を乗じて算出した額の、1割、2割または3割分がご利用者様の負担となります。

③ 滞在費・食費の軽減

低所得の方のサービス利用が困難にならないよう、特定入所者介護サービス費の軽減制度により、介護保険料段階に応じて1日の滞在費・食費の自己負担額の上限が下記の表の通りに減額されます。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞 在 費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,300円
食 費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,545円
食費・滞在費の合計/日	1,120円	1,420円	2,310円	2,610円	3,845円